

区分	税目	国 税			地 方 税			合 計
		たばこ税	たばこ特別税	小 計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小 計	
		(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
	紙巻たばこ	6,802	820	7,622	1,070	6,552	7,622	15,244
	葉巻たばこ							
	パイプたばこ							
	刻みたばこ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
	加熱式たばこ							

- (注) 1. 上記は、令和6年4月現在の税率。
2. たばこ特別税は平成10年12月1日から実施。
3. 葉巻たばこ(※)及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。  
 ※ 1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこについては、その1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。
4. 加熱式たばこの換算本数は、次のイ及びロの本数の合計本数による。  
 イ その重量(フィルター等を除く。)0.4gを0.5本に換算した本数  
 ロ その小売定価(消費税抜き)の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数